

2022年2月16日

三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～ウィズコロナ・アフターコロナの新たなビジネスモデルを支援～  
**「ストリーミングイベント中止保険」の発売**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（代表取締役社長：船曳 真一郎）ならびに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：金杉 恭三）は2月から、ストリーミング配信<sup>※1</sup>を行う事業者向けに、配信トラブル等に伴う興行の中止リスクを補償する「ストリーミングイベント中止保険」を販売します。

オンラインコンサート、オンラインスポーツイベント、オンライン旅行ツアー等で、機器の不具合で配信が行えず、視聴料を返金する等の損害を補償します。

MS&ADインシュアランスグループは、今後も新たな商品・サービスを提供し、企業の持続的な成長を支援していきます。

※1 ダウンロードと異なり、インターネット上のメディア（映像・音楽等）をすぐに再生できる技術のことです。現在、多くの動画配信サービスがストリーミング技術を使用しています。本保険では、主にライブ配信を想定しています。

## 1. 背景

近年、コンサートやスポーツ大会などイベントと呼ばれる興行は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、観客の有無を問わずストリーミング配信を行うことが増えています。

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は従来から、コンサートやスポーツ大会などイベントと呼ばれる興行向けに、興行中止保険を販売しています。この保険は、興行が偶然な事故により中止する場合に、開催事業者等が支出する費用または喪失する利益を補償します。一方、有観客を想定した保険のため、配信に伴うリスクは補償対象外でした。

そのため両社は、興行中止保険で補償する悪天候や出演者の出演キャンセルというリスクに加えて、配信に伴うリスクを補償する「ストリーミングイベント中止保険」を開発しました。

## 2. 主な特長

### （1）配信のみ中止時の補償

「ストリーミングイベント中止保険」は、観客の有無にかかわらず配信を伴う興行が対象です。従来の興行中止保険では補償されなかった配信のみ中止（興行は開催されたものの、機器の不具合で配信が行えず、視聴料の返金をおこなった場合等）を補償します。

### （2）興行の代替開催の補償

「ストリーミングイベント中止保険」は、あらかじめ予備日が定められていない場合でも、後日に代替開催日を設定し、その代替開催の興行が再度中止となった場合の費用を補償<sup>※2</sup>します。

※2 代替開催の興行中止に対する保険金の支払額は、当初の興行期日に予定していた興行に対する「1興行あたりの支払限度額」の50%相当額が限度となります。なお、興行中止保険では、保険契約締結時にあらかじめ予備日を定めている場合に限り、予備日の中止を補償しています。

	興行中止保険	ストリーミングイベント中止保険
配信のみ中止時の補償	補償対象外	補償対象
興行の代替開催の補償 (あらかじめ予備日が定められていない場合)		